

会 派 代 表 質 問 通 告 書

2025年2月27日

高島市議会議長 河越 安実治 様

会 派 名 (日本共産党高島市議団)

高島市議会議員 10番 森脇 徹

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・質問番号1の用紙にだけご記入ください。
- ・質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

初問は { 1. 全項目一括質問一括答弁
2. 項目ごとに一括質問一括答弁

(質問番号2) 発 言 事 項	いちご補助金未収課題について
要 旨 (項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。)	
1、いちご補助金未収課題プロジェクトチームにおける事実解明へ、どのような基本方針を持つかについて、以下問う。 ① 市長は、所信表明で「原因究明の為の市長直轄のプロジェクトチームを直ちに発足させた」と述べ、本事案の事実解明へ市長の手腕が問われる局面となった。チームへの基本方針を伺う。 ② 過日の高島市と㈱風車との補助未返還請求事件訴訟は、市が私債権として㈱風車に振込んだ3億7375万円と延滞金10.95%の裁定(予定)が下った。当然の裁定だが、債権債務訴訟をしなければ㈱風車に対し実質的な債権回収にかかれない、複雑な未収補助金であることが市民的に明らかになった。問題は、債務確定の㈱風車から約4億円もの公費を回収できるかだ。全額回収へ、今後の確実な回収・執行(弁護士委託分含め)をどう指示するのか、問う。 2、いちご補助金未収課題を生み出した「着手金的概算払い」と「補助要綱の市長職権概算払い」の解明を今後の市政運営にどう活かすかについて、以下問う。	

① 本事業は国及び県の補助事業で、滋賀県農産物など輸出拡大施設整備事業である。「補助金などに関わる予算の執行適正化に関する法律」第26条第3項では、都道府県が行うこととされる事務は法定受託事務であり、市町村が行う同事務は自治事務としており、市の責任事務である。故に、高島市におき国県の特定期間を歳入にせず、一般会計を財源とし自由裁量の権能を行使する場合であったとしても、国及び県の基準に従って市長の概算払い行為が許容されると考えるが、市長の所見は如何か。

② 補助金は原則として工事完成後に支払うものであり、例外で概算払いが認められる場合もあり、その際は客観的で具体的な必要性が説明されるべきであった。本補助事業で、概算払いの市長裁量の論拠にしたのは議会答弁等で「本市の農業及び関係産業に資する事業であることを総合的に判断した」「加えて可能な限り早急に工事を完成し、高島市に補助事業の効果を可能な限り早く発揮してもらいたい」旨の考えの下、概算払いにより支払いを行う判断をしたと説明してきた。

「市補助金交付規則第15条では、第13条の規定による通知を受けた補助事業者が、補助金などの交付を受けようとする時は別に定めた「補助金等交付請求書様式第3号」に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない」と規定している。

しかしながら、その様式第3号に定める補助金交付請求書（概算払い請求書）には「事業の進捗状況 ○パーセント」と記載するようになっていながら事業進捗状況の記載のない不備な補助金交付請求書にて支出命令をしている。

前期での説明では「着手的払いの時は、%不記載の交付請求書もありうる」旨の説明だった。この受理行為は不適切だと、私の認識を述べてきた。

また、「関係書類を添えて」と規定されているところ、支払命令書の添付には、補助金交付請求書、補助金の交付決定について（通知）、支出負担行為書の3文書であり、工事契約書の写しもなければ工事請負契約を締結したという報告書や風車から聞き取りをした報告書など、必要性の判断をする関係書類は添付されていない。

このような前市長の概算払いの支出命令について、どのような認識を持っておられるのか、伺う。

③ 前市政の経過説明の上にたった事実解明のためには、市条例にある市民の知る権利を基本にし、施策決定までの書類も公文書の対象にする等、条例第6条（公開義務を除外する条項）、第7条（部分公開）条項の拡大解釈しない、市民に分かり易い公文書公開と運用規則が求められるが、如何か。

④ 最初の返金請求から1年8か月経過する中、4人の市民の方が原告で、前市長を被告とした市補助金交付規則「15条2項での3億7375万円支払い命令は、前市長に瑕疵あり。職権での概算払いは不法不適切で、前市長に賠償請求を求める」旨の行政訴訟が第7回公判で審理中だ。私は、本訴訟では、概算払いの法の適否が論点かと認識する。市長は当該行政訴訟をどう受け止めておられるか、伺う。

3、支払い負担行為日と農地賃貸借契約締結日および農地法による許可日の 検証について、以下問う。

市は説明で、令和 4 年 3 月 31 日に支払い負担行為をしている。いうまでもなく本事業を実施するためには、事業者と農地地主との賃貸借契約と農業委員会の許可が必要である。(株)風車は、土地所有者 11 名と令和 4 年 4 月 20 日に農地賃貸借契約を締結し、令和 4 年 5 月 10 日と令和 4 年 6 月 10 日に農業委員会から農地について農地法 3 条による許可を得ている。

以上から令和 4 年 4 月 1 日時点では、賃貸借契約の締結もされていなければ、市農業委員会の許可も得ていないことから、事業が行えるか否かは不明であり、事業確定はいえない。4 月 1 日時点では事業の確実性はなく、私どもは補助金の決定、支払い行為は適法でないとの指摘をしてきた。この点での市長の認識は如何か。市農業政策での今後にいきる検証を求めたい。

4、いちご補助金未収課題を教訓とする補助事業の採択の検証について、以下問う。

本補助事業の 4 年間を検証したい。令和 2 年度は、株式会社千成屋が「強い農業担い手作り総合支援事業補助金」の申請を前提に協議がなされ、令和 3 年 2 月 8 日の高島市農業水産部農業政策課名による滋賀県知事に宛てた事務連絡文書の添付資料で、令和 2 年 8 月に地権者に対し地元説明会が実施済みとなっている。ところが(株)風車は、令和 3 年 1 月 13 日に設立されており、計画承認のための(株)風車の第 1 期の決算書を入手することなく補助金決定した経過だ。

事業実績の確認等、財政面での事業遂行能力の検証が確認できていないが、今後、同種での新規の補助事業者にかかる事業採択などにおいては、検証がなされるか、伺う。